

特定非営利活動法人 幸の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 幸の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市足門町1590番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、要介護者等の生活の自立を支える活動の実施に関する事業を行い、福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ② 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ③ 在宅介護に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 賛助会員 この法人の目的に賛同して、資金協力を行う個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡したとき。
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

- 第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- ① 理事 3人以上
 - ③ 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうち、それぞれについて、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長がその業務遂行に支障のあるときは、職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会が成り、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ④ 前号の報告するたため要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 前号の業務執行の状況を監査し、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によつて就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員を選任、解任及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するとき、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産等は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数以上をもって決した地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	飯野	利幸
副理事長	吉原	住江
理事	宇田	順子
理事	竹井	寛裕
監事	荒牧	裕

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 入会金 1,000円（正会員のみ）
- ② 年会費 1口 1,000円

- 附 則
- 1 平成14年8月21日一部変更する。(第15条、第15条2)
 - 2 平成14年10月30日一部変更する。(第13条2、第14条、第15条、第15条2、附則2関係)
- 附 則
- 1 平成18年9月19日一部変更する。(第13条2、第14条、第15条関係)
 - 2 平成18年12月5日一部変更する。(第13条2、第14条、第15条関係)
- 附 則
- 1 平成20年12月18日一部変更する。(第5条関係)
- 附 則
- 1 平成23年5月26日一部変更する。(第5条、第13条、第15条関係)
- 附 則
- 1 平成29年5月14日に一部変更する。(第55条関係)
- 附 則
- 1 平成30年1月22日に一部変更する。(第5条関係)
- 附 則
- 1 令和6年7月9日に一部変更する。(第5条、第13条、第15条関係)
- 附 則
- 1 令和8年 月 日に一部変更する。(第2条、第3条、第5条関係)

令和 8 年 度

事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 幸の会
居宅介護支援事業所 幸の会

1 施設の概要

- | | | |
|-------|---|-------------------|
| (1) 名 | 称 | 居宅介護支援事業所幸の会 |
| (2) 所 | 在 | 地 高崎市足門町985番地の1 |
| (3) 運 | 営 | 主 体 特定非営利活動法人 幸の会 |
| (4) 開 | 設 | 平成21年9月1日 |

2 事業の概要

(1) 事業の目的

特定非営利活動法人 幸の会が開設する居宅介護支援事業所幸の会が行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態、要支援状態または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者認定を受けた高齢者に対し、適正な指定居宅介護及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成対象者数

120件/月以上

(3) 居宅介護支援事業及び介護予防支援の内容

- ① 居宅サービス計画等作成及び介護予防サービス計画書作成
- ② 指定居宅サービス事業者、高齢者あんしんセンター、医療機関等との連絡調整や必要な連携
- ③ 介護保険施設への紹介
- ④ 利用者に対する相談援助業務
- ⑤ その他の利用者に対する便宜の提供

(4) 従業者の職種、員数及び職務内容

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名以上（管理者は主任介護支援専門員
介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たる。

(5) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日～金曜日（ただし、12月31日から1月3日までを休日とする。）
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて相談支援に応じる。

3 令和8年度の目標

- (1) 利用者及び家族との信頼関係の基盤を作る。
- (2) 個々の利用者の身体状況や生活状況、また、地域性などをふまえ、柔軟な介護支援を行う。
- (3) 地域の人々との交流を積極的に行い、開かれた事業所作りを目指す。
- (4) 関係市町村、地域包括支援センター、高齢者あんしんセンター、他の居宅介護支援事業所との連携を図る。
- (5) 定期的に事業内の研修を実施するほか、関係機関主催の研修会への参加の機会を作り、ケアマネジメントの資質向上、要介護認定調査に関する技術の向上に努める。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療との連携に努める。互いの専門性や役割を確認し合い、利用者の在宅療養を支援するための情報共有を図る。
- (7) 主任介護専門員を配置する。
- (8) 業務の生産性向上を図る為に、在宅勤務形態を採用する。

4 損害賠償責任保険への加入

事業所の行う居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に身体的、経済的または精神的損害が発生した場合は、その損害を賠償するための損害賠償責任保険に加入する。

研修計画

【事業所内研修】

1. 毎週1回、利用者に関する情報、サービス提供に対する留意点などの伝達会議を実施する。
2. 高齢者あんしんセンター、地域包括支援センター等から紹介のあった新規利用者に関する事前検討会議を、初回訪問前に実施しアセスメントに必要と思われる情報や、サービス提供に関する留意点などの意見交換を行う。
3. その他、ケアマネジメントに関して情報収集や助言が必要と思われる際に、随時検討会議を実施する。
4. 別紙、研修計画書に則り定期的に事例検討等の勉強会を実施する。

【他法人との共同による事例検討会、研修会】

1. 市内、市外のお事業所と共同で企画した、事例検討会等に参加する。オンライン等の活用も取り入れる。

【その他の事業所外研修】

1. 医療、介護等の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し、ケアマネジメント技術の向上や、社会資源等の情報収集に努める。

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人幸の会

(第25期)
令和8年4月1日～
令和9年3月31日
単位：円

科目	特定非営利活動に係わる事業		合計
	居宅介護	その他	
I. 経常収益			
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
居宅介護支援 (国保連・高崎・総合)	18,000,000	0	18,000,000
前橋市・榛東村・吉岡町委託料	50,400	0	50,400
認定調査収入	150,000	0	150,000
【事業収益】	18,200,400	0	18,200,400
受取助成金・補助金	346,000	0	346,000
【受取 補助金等】	346,000	0	346,000
受取利息	100	0	100
受取配当金	0	0	0
雑収入	1,000,000	0	1,000,000
【雑収益】	1,000,100	0	1,000,100
【経常収益計】	19,546,500	0	19,546,500
II. 経常費用			
【事業費】			
(1) 人件費			
給料手当	5,760,000	0	5,760,000
賞与	624,000	0	624,000
退職金	0	0	0
福利厚生費	127,680	0	127,680
法定福利費	925,680	0	925,680
人件費小計	7,437,360	0	7,437,360
(2) その他経費			
通信費	216,000	0	216,000
事務用品費	96,000	0	96,000
消耗品費	18,000	0	18,000
修繕費	30,000	0	30,000
被服費	5,000	0	5,000
車両費	340,000	0	340,000
諸会費	12,000	0	12,000
研修費	50,000	0	50,000
租税公課	12,000	0	12,000
貸貸料	0	0	0
広告宣伝費	5,000	0	5,000
交際費	5,000	0	5,000
会議費	1,000	0	1,000
レクリエーション費	0	0	0
医務費	1,000	0	1,000
雑費	250,000	0	250,000
その他経費小計	1,041,000	0	1,041,000
事業費 合計	8,478,360	0	8,478,360
【管理費】			
(1) 人件費			
給料手当	6,480,000	0	6,480,000
福利厚生費	19,440	0	19,440
法定福利費	939,600	0	939,600
人件費小計	7,439,040	0	7,439,040
(2) その他経費			
通信費	144,000	0	144,000
減価償却費	500,000	0	500,000
水道光熱費	120,000	0	120,000
保険料	336,000	0	336,000
支払利息	4,000	0	4,000
地代家賃	400,000	0	400,000
雑費	850,000	0	850,000
固定資産除却損	1,060,000	0	1,060,000
その他経費小計	3,414,000	0	3,414,000
管理費合計	10,853,040	0	10,853,040
【経常費用計】	19,331,400	0	19,331,400
(税引前当期一般正味財増減)	215,100	0	215,100
法人税、住民税及び事業税	80,000	0	80,000
(当期一般正味財産増減額)	135,100	0	135,100
(前期繰越正味財産額)	32,283,721	4,280,353	36,564,074
(次期繰越正味財産額)	32,418,821	4,280,353	36,699,174

(※) 収益事業に該当しないもの(会費収入、寄附金収入、法人税法上課税の対象とならない補助金等)は、その他の区分に計上した。

令和 9 年 度

事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 幸の会
居宅介護支援事業所 幸の会

1 施設の概要

- | | | |
|-------------|---|---------------|
| (1) 名 | 称 | 居宅介護支援事業所幸の会 |
| (2) 所 在 | 地 | 高崎市足門町985番地の1 |
| (3) 運 営 主 体 | | 特定非営利活動法人 幸の会 |
| (4) 開 設 | | 平成21年9月1日 |

2 事業の概要

(1) 事業の目的

特定非営利活動法人 幸の会が開設する居宅介護支援事業所幸の会が行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態、要支援状態または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者認定を受けた高齢者に対し、適正な指定居宅介護及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成対象者数
120件/月以上

(3) 居宅介護支援事業及び介護予防支援の内容

- ① 居宅サービス計画等作成及び介護予防サービス計画書作成
- ② 指定居宅サービス事業者、高齢者あんしんセンター、医療機関等との連絡調整や必要な連携
- ③ 介護保険施設への紹介
- ④ 利用者に対する相談援助業務
- ⑤ その他の利用者に対する便宜の提供

(4) 従業者の職種、員数及び職務内容

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名以上（管理者は主任介護支援専門員
介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たる。

(5) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日～金曜日（ただし、12月31日から1月3日までを休日とする。）
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて相談支援に応じる。

3 令和9年度の目標

- (1) 利用者及び家族との信頼関係の基盤を作る。
- (2) 個々の利用者の身体状況や生活状況、また、地域性などをふまえ、柔軟な介護支援を行う。
- (3) 地域の人々との交流を積極的に行い、開かれた事業所作りを目指す。
- (4) 関係市町村、地域包括支援センター、高齢者あんしんセンター、他の居宅介護支援事業所との連携を図る。
- (5) 定期的に事業内の研修を実施するほか、関係機関主催の研修会への参加の機会を作り、ケアマネジメントの資質向上、要介護認定調査に関する技術の向上に努める。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療との連携に努める。互いの専門性や役割を確認し合い、利用者の在宅療養を支援するための情報共有を図る。
- (7) 主任介護専門員を配置する。
- (8) 業務の生産性向上を図る為に、在宅勤務形態を採用する。

4. 損害賠償責任保険への加入

事業所の行う居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に身体的、経済的または精神的損害が発生した場合は、その損害を賠償するための損害賠償責任保険に加入している。

研修計画

【事業所内研修】

1. 毎週1回、利用者に関する情報、サービス提供に対する留意点などの伝達会議を実施する。
2. 高齢者あんしんセンター、地域包括支援センター等から紹介のあった新規利用者に関する事前検討会議を、初回訪問前に実施しアセスメントに必要と思われる情報や、サービス提供に関する留意点などの意見交換を行う。
3. その他、ケアマネジメントに関して情報収集や助言が必要と思われる際に、随時検討会議を実施する。
4. 別紙、研修計画書に則り定期的に事例検討等の勉強会を実施する。

【他法人との共同による事例検討会、研修会】

1. 市内、市外の他事業所と共同で企画した、事例検討会等に参加する。
オンライン等の活用も取り入れる。

【その他の事業所外研修】

1. 医療、介護等の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し、ケアマネジメント技術の向上や、社会資源等の情報収集に努める。

令和9年度 活動予算書

特定非営利活動法人幸の会

(第25期)
令和9年4月1日～
令和10年3月31日
単位： 円

科目	特定非営利活動に係わる事業		合計
	居宅介護	その他	
I. 経常収益			
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
居宅介護支援 (国保連・高崎・総合)	18,000,000	0	18,000,000
前橋市・榛東村・吉岡町委託料	51,600	0	51,600
認定調査収入	160,000	0	160,000
【事業収益】	18,211,600	0	18,211,600
受取助成金・補助金	0	0	0
【受取 補助金等】	0	0	0
受取利息	100	0	100
受取配当金	0	0	0
雑収入	0	0	0
【雑収益】	100	0	100
【経常収益計】	18,211,700	0	18,211,700
II. 経常費用			
【事業費】			
(1) 人件費			
給料手当	5,880,000	0	5,880,000
賞与	624,000	0	624,000
退職金	0	0	0
福利厚生費	130,080	0	130,080
法定福利費	943,080	0	943,080
人件費小計	7,577,160	0	7,577,160
(2) その他経費			
通信費	216,000	0	216,000
事務用品費	96,000	0	96,000
消耗品費	18,000	0	18,000
修繕費	10,000	0	10,000
被服費	5,000	0	5,000
車両費	210,000	0	210,000
諸会費	12,000	0	12,000
研修費	30,000	0	30,000
租税公課	12,000	0	12,000
賃貸料	0	0	0
広告宣伝費	5,000	0	5,000
交際費	5,000	0	5,000
会議費	1,000	0	1,000
レクリエーション費	0	0	0
医務費	1,000	0	1,000
雑費	100,000	0	100,000
その他経費小計	721,000	0	721,000
事業費 合計	8,298,160	0	8,298,160
【管理費】			
(1) 人件費			
給料手当	6,600,000	0	6,600,000
福利厚生費	19,800	0	19,800
法定福利費	957,000	0	957,000
人件費小計	7,576,800	0	7,576,800
(2) その他経費			
通信費	144,000	0	144,000
減価償却費	520,000	0	520,000
水道光熱費	120,000	0	120,000
保険料	336,000	0	336,000
支払利息	4,000	0	4,000
地代家賃	360,000	0	360,000
雑費	600,000	0	600,000
固定資産除却損	10,000	0	10,000
その他経費小計	2,094,000	0	2,094,000
管理費合計	9,670,800	0	9,670,800
【経常費用計】	17,968,960	0	17,968,960
(税引前当期一般正味財増減)	242,740	0	242,740
法人税、住民税及び事業税	100,000	0	100,000
(当期一般正味財産増減額)	142,740	0	142,740
(前期繰越正味財産額)	32,418,821	4,280,353	36,699,174
(次期繰越正味財産額)	32,561,561	4,280,353	36,841,914

(※) 収益事業に該当しないもの(会費収入、寄附金収入、法人税法上課税の対象とならない補助金等)は、その他の区分に計上した。